

自動車臨時運行許可に係るヒアリング資料

令和7年7月25日（金）

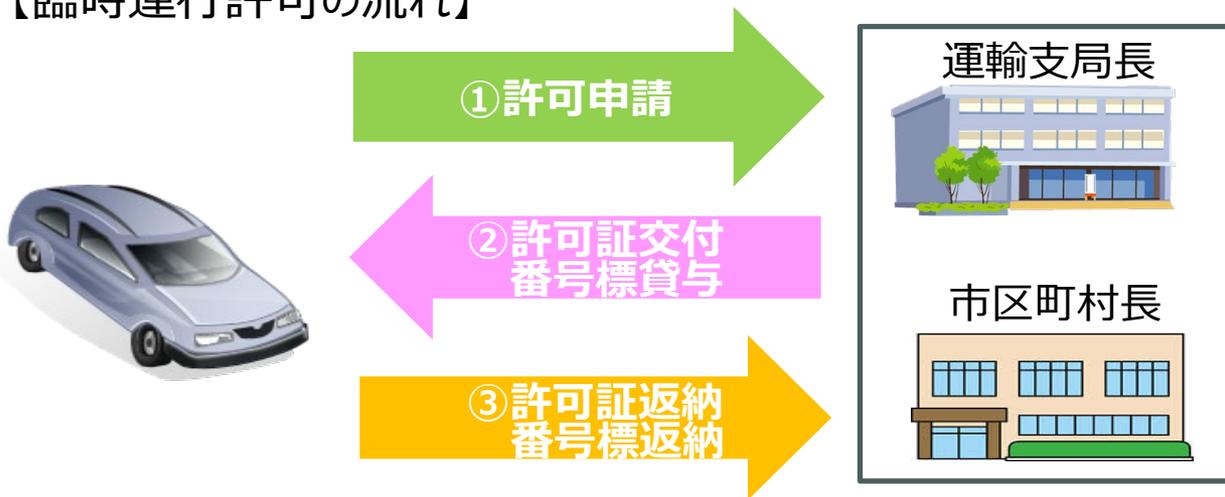
国土交通省 物流・自動車局

臨時運行許可制度の概要

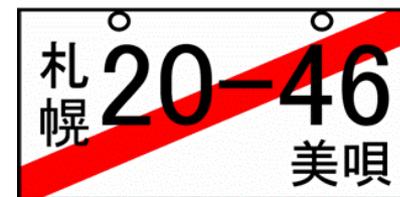
自動車は検査・登録を受け、自動車登録番号標、検査標章を表示し、自動車検査証を備え付けなければ運行の用に供してはならないが、これらの運行要件の全部又は一部を満たしていない自動車であっても、行政の許可により特例的に運行の用に供することを可能とする制度。

根拠法令	道路運送車両法第34条
許可行政庁	地方運輸局長（最寄りの運輸支局長に委任）、市及び特別区の長並びに一部の町村の長
申請者	誰でも可能
目的	試運転、新規登録、新規検査、継続検査、その他の検査、その他特に必要がある場合
許可条件	許可を受けた自動車を許可証に記載された目的及び経路に従って運行すること
有効期間	5日以内（長期間を要する回送の場合、その他特にやむを得ない場合は、この限りではない）
手数料	750円/回

【臨時運行許可の流れ】



【番号標様式】



臨時運行許可申請の流れ

申請書の作成・提出

申請者

《必要書類》

- ・自動車検査証等
- ・自動車損害賠償責任保険（共済）
- ・本人確認書面（自動車運転免許証、住民票、マイナンバーカード 等）

申請書の審査

行政庁

《審査内容》

- ・運行の目的・経路・期間の妥当性
- ・申請書に必要事項が記載されているか 等

許可証の作成

行政庁

- ・申請書の内容に沿って必要事項（有効期間等）を記載

許可証の交付・番号標の貸与

行政庁

許可を受けた目的・経路に従って運行



許可証の交付・番号標の返却

申請者

- ・有効期限満了の5日後までに返却

臨時運行許可の件数

○臨時運行許可は主に市区町村の窓口において実施されており、年間で75万件前後の申請がなされている。

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
市区町村	779,959件	748,429件	752,913件

臨時運行許可に係るオンライン申請の導入状況

○幾つかの自治体において、臨時運行許可に係るオンライン申請が導入されている。

○オンライン申請に利用されている主なプラットフォーム及び活用自治体は以下のとおり。

	プラットフォーム	活用自治体
1	ぴったりサービス ※デジタル庁のプラットフォーム	愛媛県松山市、福島県福島市、 栃木県大田原市
2	Logo form ※民間プラットフォーム	東京都八王子市、東京都江戸川区、 静岡県伊東市、静岡県掛川市 等
3	e-tumo ※民間プラットフォーム	茨城県つくば市、広島県福山市、 広島県三次市、新潟県魚沼市 等

※上記導入状況については網羅的に把握しているものではない